

(証券コード4321)

平成27年3月3日

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋兜町6番5号
ケネディクス株式会社
代表取締役社長 宮島大祐

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁記載の書面の郵送又はインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年3月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月25日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第20期（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役補欠者1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬改定の件（変動枠の改定及び業績連動型株式報酬制度の導入）

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては20頁～21頁記載の「インターネット等による議決権行使に当たってのお願い」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力 of うえ、平成27年3月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使してください。

なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしません。

【代理人による議決権行使の場合】

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

-
- (1) 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kenedix.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - (2) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - (3) ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますよう重ねてお願い申し上げます。
 - (4) 株主総会当日は、会場施設入口から、株主受付までの混雑が予想されます。お早目のご来場をお願い申し上げます。

(5) 本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、以下の①及び②の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kenedix.com/>)に掲載しております。

- ① 連結計算書類のうち連結注記表(第20期)
- ② 計算書類のうち個別注記表(第20期)

なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題と位置づけ、当社の業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としており、配当政策にあたっては、業績の動向、将来の成長のための内部留保の充実及び配当性向等を総合的に勘案して配当額を決定しております。

当期の剰余金の配当につきましては、上記配当政策に基づき、以下のとおり復配したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき3円
総額 796,974,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年3月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>重任</p> <p>かわしま あつし 川島 敦 (昭和34年1月4日生)</p> <p>【所有する当社株式】 172,800株</p> <p>【当社との特別の利害関係】 なし</p> <p>【取締役会出席状況 97%】 任期中開催数：31回 出席数：30回</p>	<p>平成10年6月 当社 入社 平成13年3月 当社 取締役副社長 平成15年1月 当社 取締役兼執行役員 平成15年3月 当社 執行役員C00 平成16年10月 ケイダブリュー・リート・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 取締役 平成17年3月 当社 取締役C00兼執行役員 平成19年3月 当社 代表取締役社長 ケネディクス・アドバイザーズ株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 代表取締役社長 平成21年12月 ケネディクス・アセット・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 代表取締役 平成22年5月 株式会社マックスリアルティ― 取締役 平成25年3月 当社 代表取締役会長 (現任) 平成25年10月 株式会社スペースデザイン 代表取締役 (現任) 平成26年10月 日本駐車場開発株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社スペースデザイン 代表取締役 日本駐車場開発株式会社 社外取締役</p>

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p>重任</p> <p>みや じま たい すけ 宮 島 大 祐 (昭和37年4月17日生)</p> <p>【所有する当社株式】 85,800株</p> <p>【当社との特別の利害関係】 なし</p> <p>【取締役会出席状況100%】 任期中開催数：31回 出席数：31回</p>	<p>平成10年4月 当社 入社 平成16年10月 ケイダブリュー・リート・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 代表 取締役 (出向)</p> <p>平成17年4月 同社 代表取締役 (転籍) 平成17年5月 ケネディクス不動産投資法人 (現ケネディクス・ オフィス投資法人) 執行役員</p> <p>平成24年2月 当社 顧問 平成24年3月 ケネディクス・アセット・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 取締 役 当社 取締役</p> <p>平成25年3月 当社 代表取締役社長 (現任) 平成25年4月 ケネディクス・アセット・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 代表 取締役</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当なし</p>
3	<p>重任</p> <p>よし かわ たい じ 吉 川 泰 司 (昭和27年11月2日生)</p> <p>【所有する当社株式】 68,600株</p> <p>【当社との特別の利害関係】 なし</p> <p>【取締役会出席状況100%】 任期中開催数：31回 出席数：31回</p>	<p>平成10年2月 当社 入社 平成13年10月 当社 管理本部長 平成15年1月 当社 執行役員CFO 平成15年3月 当社 取締役兼執行役員CFO 平成19年1月 株式会社シー・アンド・ケー 代表取締役 (現任) 平成21年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社シー・アンド・ケー 代表取締役</p>
4	<p>重任</p> <p>いけ だ そう し 池 田 総 司 (昭和42年9月29日生)</p> <p>【所有する当社株式】 なし</p> <p>【当社との特別の利害関係】 なし</p> <p>【取締役会出席状況100%】 任期中開催数：22回 出席数：22回</p>	<p>平成15年6月 当社 入社 平成16年6月 ケイダブリュー・リート・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 出向</p> <p>平成16年10月 同社 取締役投資運用部長 平成19年6月 当社 投資事業部シニアマネジャー 平成20年4月 当社 執行役員投資事業部長 平成22年1月 当社 執行役員戦略投資部長 平成26年3月 当社 取締役戦略投資部長 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当なし</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p>重任</p> <p>た じま まさ ひこ 田 島 正 彦 (昭和40年7月18日生)</p> <p>【所有する当社株式】 なし</p> <p>【当社との特別の利害関係】 なし</p> <p>【取締役会出席状況100%】 任期中開催数：22回 出席数：22回</p>	<p>平成17年5月 当社 入社 ケネディクス・リート・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 出向 財務企画部長</p> <p>平成19年6月 同社 取締役財務企画部長</p> <p>平成24年2月 当社 執行役員経営企画部長</p> <p>平成25年10月 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役 (現任)</p> <p>平成26年3月 株式会社スペースデザイン 社外取締役 (現任) 当社 取締役経営企画部長</p> <p>平成26年5月 ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会 社 取締役 (現任)</p> <p>平成27年1月 当社 取締役 (経営企画部、総務・人事部、財 務・経理部、業務統括部管掌) 経営企画部長 (現 任)</p> <p>[重要な兼職の状況] ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役 株式会社スペースデザイン 社外取締役 ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社 取締役</p>
6	<p>重任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>しお ざわ しゅう へい 塩 澤 修 平 (昭和30年9月19日生)</p> <p>【所有する当社株式】 なし</p> <p>【当社との特別の利害関係】 なし</p> <p>【取締役会出席状況 90%】 任期中開催数：31回 出席数：28回</p> <p>【在任期間】 3年</p>	<p>昭和61年11月 ミネソタ大学Ph. D. (経済学博士) 取得</p> <p>昭和62年4月 慶應義塾大学経済学部 助教授</p> <p>平成6年4月 慶應義塾大学経済学部 教授(現任)</p> <p>平成13年1月 内閣府国際経済担当参事官</p> <p>平成17年10月 慶應義塾大学経済学部長</p> <p>平成20年4月 公認会計士 試験委員</p> <p>平成24年3月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 慶應義塾大学経済学部 教授</p> <p>[社外取締役候補者とした理由など] 塩澤修平氏につきましては、経済学部教授としての豊富な知識 と経験に基づき、株主を重視した企業経営のありかたについて、 取締役の業務執行を監督する観点での助言、提言をいただい ております。同氏は、過去に当社以外において会社の経営に関与 したことはありませんが、同氏の知識や経験等を活かし、経営 の監督をしていただいております。引き続き社外取締役候補者とし て選任をお願いするものであります。</p> <p>[独立性について] 塩澤修平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 同取引所に届け出ております。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	<p data-bbox="169 334 219 359">重任</p> <p data-bbox="169 364 344 390">社外取締役候補者</p> <p data-bbox="191 394 378 435">市川康生 <small>いちかわやすお</small></p> <p data-bbox="191 439 389 465">(昭和23年7月15日生)</p> <p data-bbox="169 492 356 541">【所有する当社株式】 5,000株</p> <p data-bbox="169 553 404 601">【当社との特別の利害関係】 なし</p> <p data-bbox="169 613 396 684">【取締役会出席状況94%】 任期中開催数：31回 出席数：29回</p> <p data-bbox="169 697 303 745">【在任期間】 2年</p>	<p data-bbox="423 172 1001 220">昭和46年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p data-bbox="423 225 1001 273">平成12年5月 同行 執行役員東京第一法人営業本部長兼神奈川 法人営業本部長</p> <p data-bbox="423 278 642 300">平成13年3月 同行 退任</p> <p data-bbox="423 305 822 328">平成13年4月 住友不動産販売株式会社 顧問</p> <p data-bbox="423 332 703 355">平成13年6月 同社 常務取締役</p> <p data-bbox="423 359 703 382">平成16年6月 同社 専務取締役</p> <p data-bbox="423 387 822 409">平成17年6月 株式会社熊谷組 専務執行役員</p> <p data-bbox="423 414 743 436">平成23年4月 同社 執行役員副社長</p> <p data-bbox="423 441 721 464">平成23年6月 同社 取締役副社長</p> <p data-bbox="423 468 759 491">平成25年3月 当社 社外取締役(現任)</p> <p data-bbox="423 508 605 556">[重要な兼職の状況] 該当なし</p> <p data-bbox="423 565 1001 719">[社外取締役候補者とした理由など] 市川康生氏につきましては、金融、建設・不動産業界における豊富な実務経験と経営者としての見識に基づき、株主を重視した企業経営のありかたについて、取締役の業務執行を監督する観点での助言、提言をいただいております、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p data-bbox="423 728 1001 904">[独立性について] 市川康生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同氏は、当社の主要取引金融機関である株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に在籍しておりましたが、平成13年3月の退任後、相当の期間が経過しており、一般株主との利益相反はありません。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	<p>重任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>せき ぐち こう 関 口 康 (昭和23年5月4日生)</p> <p>【所有する当社株式】 なし</p> <p>【当社との特別の利害関係】 なし</p> <p>【取締役会出席状況77%】 任期中開催数：22回 出席数：17回</p> <p>【在任期間】 1年</p>	<p>昭和48年4月 三菱商事株式会社 入社</p> <p>平成2年5月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社</p> <p>平成8年1月 ジョンソン・エンド・ジョンソンメディカル株式 会社 (現ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会 社メディカルカンパニー) ステラッド事業部長</p> <p>平成10年11月 ヤンセン協和株式会社 (現ヤンセンファーマ株式 会社) 代表取締役社長</p> <p>平成21年7月 同社 代表取締役会長</p> <p>平成21年10月 同社 最高顧問</p> <p>平成22年8月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 教授 (現任)</p> <p>平成24年1月 一般社団法人ディー・アイ・エー・ジャパン 代 表理事 (現任)</p> <p>平成24年4月 株式会社日本医療事務センター (現株式会社ソラ スト) 社外取締役 (現任)</p> <p>平成26年3月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 教授 一般社団法人ディー・アイ・エー・ジャパン 代表理事 株式会社ソラスト 社外取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由など] 関口康氏につきましては、グローバル企業での豊富な経営経験 と、大学院教授としての専門的な知識に基づき、株主を重視し た企業経営のありかたについて、取締役の業務執行を監督する 観点での助言、提言をいただいております、引き続き社外取締役候 補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>[独立性について] 関口康氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同 取引所に届け出ております。</p>

- (注) 1. 社外取締役の在任期間は、就任から本株主総会終結の時までの期間であります。
2. 池田総司氏、田島正彦氏及び関口康氏は、平成26年3月26日開催の第19回定時株主総会において選任され就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
3. 当社は、塩澤修平氏、市川康生氏及び関口康氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。3氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約は継続される予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

当社は、監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者1名を選任いたしております。本総会の開催をもって現任の監査役補欠者選任の効力が失効いたしますので、監査役補欠者として選任をお願いするものであります。

また、監査役補欠者選任の効力は、当社定款第31条の定めに従い、選任後最初に到来する定時株主総会が開催される時までの間といたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役補欠候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">さ ぬき よう こ 佐 貫 葉 子 (昭和24年4月3日生)</p> <p>【所有する当社株式】 なし</p> <p>【当社との特別の利害関係】 なし</p>	<p>昭和56年4月 弁護士 登録 米津合同法律事務所 平成13年11月 NS総合法律事務所 開設 平成15年6月 株式会社クラヤ三星堂（現株式会社メディパルホールディングス） 社外監査役 平成19年6月 明治乳業株式会社 社外監査役 平成21年4月 明治ホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 平成23年6月 株式会社りそな銀行 社外取締役 平成24年6月 株式会社りそなホールディングス 社外取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] NS総合法律事務所 所長 明治ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社りそなホールディングス 社外取締役</p> <p>[補欠の社外監査役候補者とした理由など] 佐貫葉子氏は、弁護士としての専門的な法務知識と企業経営における豊富な実務経験を有しており、当社といたしましては、同氏が、当社の社外監査役に適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>

- (注) 1. 佐貫葉子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 当社は、社外監査役との間で社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。佐貫葉子氏が、原案どおり選任され、その後、監査役の員数を欠くことになった場合、同氏が社外監査役に就任し、当社と責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 取締役の報酬改定の件（変動枠の改定及び業績連動型株式報酬制度の導入）

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬限度額は、平成19年3月27日開催の第12回定時株主総会、平成23年3月29日開催の第16回定時株主総会及び平成25年3月27日開催の第18回定時株主総会の決議により、年額200百万円以内と定めた固定枠（うち、社外取締役分を200百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分を含みません。）と、前事業年度の連結当期純利益の3%以内と定めた変動枠（社外取締役は対象外とされております。）との合計額とされておりました。

本議案は、当該変動枠を前事業年度の連結当期純利益の3%以内から2%以内に変更する一方、固定枠、変動枠と別枠で、新たに取締役（社外取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入のご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記3.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。本議案は、当社の取締役の報酬制度全体の適正性も勘案し、本制度の導入と併せて従前の変動枠を縮小するものであり、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、現時点において、本制度及び変動枠による報酬等の支給の対象となる取締役は5名であり、第2号議案のご承認が得られますと、本制度及び変動枠による報酬等の支給の対象となる取締役は5名となります。

2. 変動枠の改定

当社の取締役の報酬限度額のうち、変動枠については、平成19年3月27日開催の第12回定時株主総会、平成23年3月29日開催の第16回定時株主総会及び平成25年3月27日開催の第18回定時株主総会の決議により、前事業年度の連結当期純利益の3%以内とされておりますが、今般、これを前事業年度の連結当期純利益の2%以内に改定するものであります。なお、従前同様、社外取締役は変動枠に基づく報酬支給の対象外といたします。

3. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。また、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

なお、本制度の詳細につきましては、15頁記載の【ご参考】当社平成27年2月10日付開示「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照願います。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外といたします。）

(3) 信託金額及び取得株式数

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（5）及び（6）に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（4）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、平成27年12月末日で終了する事業年度から平成29年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）のための上記必要資金を拠出し、本信託を設定いたします。本制度に基づき取締役に交付するポイントの上限数は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり合計25万ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、75万株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成27年2月9日の終値515円を適用した場合、上記の必要資金は、約386百万円となります。また、本信託の設定後は、当初対象期間内において、追加の資金拠出はいたしません。

また、当初対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本信託設定時と同様の方法で、本制度に基づく取締役への交付を行うために必要となる見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出することといたします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は、以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することといたしますので、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものといたします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（４）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（３）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、75万株を上限として取得するものといたします。

（５）取締役が付与される当社株式数の算定方法と取締役に付与される当社株式数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成度等に応じて計算されるゼロから上限数までのポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、25万ポイントを上限といたします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（６）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを累積した数に、退職事由別に設定された所定の係数（1以下といたします。）を乗じて算出されます（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 株式給付及び報酬等の額の算定方法

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(5)記載の方法に従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎に、信託費用及び信託報酬に相当する額も加算することとし、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額といたします。

以 上

【ご参考】 当社平成27年 2月10日付開示

業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成27年 3月25日開催予定の第20回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度導入にあわせて取締役報酬の変動枠部分を前事業年度の当期純利益の3%以内から2%以内に変更する旨も本株主総会に付議いたします。

また、当社は、本制度の導入にあわせて、従業員を対象とした新たなインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」についても、導入する予定です。当該インセンティブ・プランの導入時期やプランの内容等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

1. 導入の背景及び目的

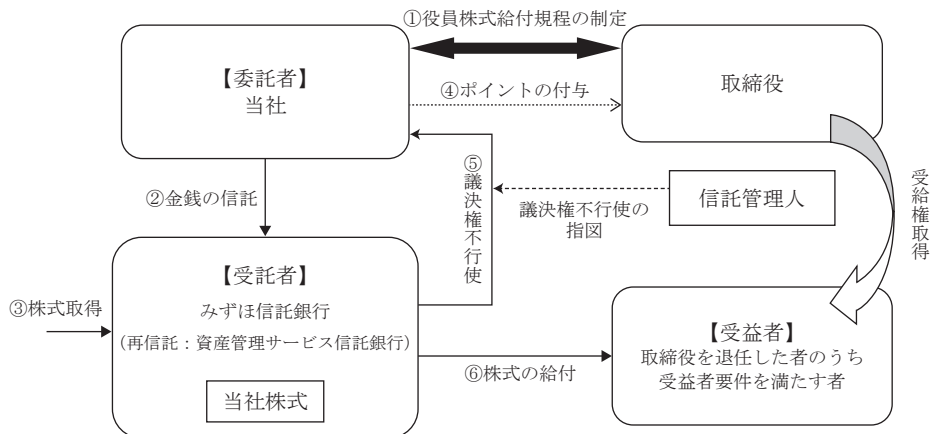
当社取締役会は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の概要

（1）本制度の概要

業績連動型株式報酬制度としては、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「BBT信託」といいます。）と称される仕組みを採用いたします。BBT信託は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

〈本制度の仕組み〉



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、係る金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る 議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外といたします。）

(3) 信託期間

平成27年5月21日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（6）及び（7）に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は、上記（3）の信託期間の開始時に、平成27年12月末日で終了する事業年度から平成29年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）のための上記必要資金を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役へ交付するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり合計25万ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、75万株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成27年2月9日の終値515円を適用した場合、上記の必要資金は、約386百万円となります。また、本信託の設定後は、当初対象期間内において、追加の資金拠出はいたしません。

また、当初対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本信託設定時と同様の方法で、本制度に基づく取締役への交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役へ付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することとしますので、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、75万株を上限として取得するものとします。

(6) 取締役 に 給 付 さ れ る 当 社 株 式 数 の 算 定 方 法 と 取 締 役 に 給 付 さ れ る 当 社 株 式 数 の 上 限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成度等に応じて計算されるゼロから上限数までのポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、25万ポイントを上限といたします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを累積した数に、退職事由別に設定された所定の係数(1以下とします。)を乗じて算出されます(以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。)

(7) 株式給付時期

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)に記載の方法に従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役(社外取締役を除きます。)に対して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者（弁護士又は公認会計士）
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成27年5月21日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成27年5月21日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成27年5月21日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以 上

株主の皆様へ

ケネディクス株式会社

インターネット等による議決権行使に当たってのお願い

インターネットによる議決権行使は、この議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降

イ. Adobe® Acrobat® Reader® Ver. 4.0 以降又は、Adobe® Reader® Ver. 6.0 以降 (画面上で参考書類等をご覧になる場合)

※Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader®, Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) インターネットの接続に、ファイアーウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、設定内容をご確認ください。
- (4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能 (ポップアップブロック機能等) をご利用されている場合は、解除 (又は一時解除) のうえ、ご利用ください。

2. 議決権行使のお取扱い

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取扱いします。
- (2) インターネットによる議決権行使は、総会開催日前日の午後5時30分までに行行使されるようお願いいたします。

3. パスワードのお取扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120(652)031
(受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120(782)031
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や急激な円安進行による原材料高から、景況感の弱さが見られておりましたが、輸出や設備投資、住宅投資の持ち直しのほか、雇用・所得環境の着実な改善等、足下の経済指標に回復が見られることから、景気は消費税増税後の落ち込みから持ち直し、緩やかな回復軌道をたどるものと見られております。

海外経済は、米国等の先進国を中心に回復しており、緩やかな増加基調になっているものの、欧州経済の減速感、急激な原油安や米国における金融緩和策の出口戦略に伴う新興国市場の動揺及び地政学的なリスク等に起因した様々な不安定要素があり、わが国経済へ与える影響について注視が必要な状況となっております。

当社グループが属する不動産及び不動産金融業におきましては、グレードの高い物件を中心に平均空室率の低下及び平均月額賃料の回復が見られており、不動産賃貸市場は底入れ・反転基調となっております。また、不動産売買市場は、国内不動産会社や海外のファンドを中心として、都心の大型不動産が比較的低い期待利回りで売買されており、取得競争の過熱感が若干見られております。J-REITによる物件取得額は前年同期比では減少したものの、新規上場による銘柄数の増加、積極的な増資及び日銀による買入枠の拡大に起因した投資口価格の上昇等により、J-REIT市場の時価総額が10兆円を超えるなど、引き続き活況な市場となっております。

こうした環境の下、当社グループでは平成25年2月14日に発表した中期経営計画が順調に進捗し、当初予定よりも1年前倒しで目標を達成いたしました。

当連結会計年度において当社は、既存の連結対象物件等の売却を進めると共に、その売却資金や平成25年度の増資によって調達した資金を用いて新たな投資を行うなど、今後の成長に資する活動を行ってまいりました。

当社グループにおいては、当社子会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社が運用するオフィスREIT及び住宅REITにおいて増資を行い、その調達資金で新たな物件を取得したほか、3月に私募REITであるケネディクス・プライベート投資法人が新たに運用を開始しました。また、プレミアム投資法人を運用するプレミアム・リート・アドバイザーズ株式会社の株式を取得して、同社を当社の関係会社としたほか、商業施設特化型REIT及びシニアヘルスケア特化型REITの設立・上場に向けた準備を開始するなど、受託資産の拡大に資する活動を積極的に行ってまいりました。

更に、ケネディクス・プロパティ・マネジメント株式会社を新たに設立して運営を開始するなど、安定したフィービジネスの規模の拡大だけでなく、業態の幅を広げるにより、安定した経営基盤を構築してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における受託資産（AUM）の総額は1兆4,806億円となり前連結会計年度末比では、2,743億円（22.7%）の純増となりました。

財務面につきましては、事業の更なる成長を図るべく、ファンドの新規組成を行ったことにより、連結ベースの有利子負債が前連結会計年度末比で40,589百万円増加しました。しかし、有利子負債の総資産に対する比率が52.6%にとどまるほか、平均借入コストが前連結会計年度の2.0%から当連結会計年度では1.4%に低下するなど、健全な財務体質の維持と財務コストの削減を実現しています。

この結果、当連結会計年度の営業収益は前年同期比16.7%増加の26,212百万円となり、営業利益、経常利益はそれぞれ8,147百万円（前年同期比17.8%増）、6,406百万円（同31.3%増）、当期純利益は4,844百万円（同143.9%増）となりました。

セグメントの業績は、以下の通りであります。

<アセットマネジメント事業>

アセットマネジメント事業につきましては、アセットマネジメントフィーが安定して推移したほか、ファンドの終了時に一定の成果に基づき受領するインセンティブフィーが増加したことから、営業収益が前年同期と比較して1,421百万円増加しました。この結果、営業収益は8,654百万円（前年同期比19.6%増）、営業利益は4,347百万円（同11.5%増）となりました。

<不動産投資事業>

不動産投資事業につきましては、不動産売却収入等の減少により営業収益は7,712百万円（前年同期比17.9%減）と1,680百万円減少したものの、不動産売却益のほか、受取配当金の受領及び連結対象物件の増加による賃貸事業利益の増加等により、営業利益は2,680百万円（同28.5%増）となりました。

<不動産賃貸事業>

不動産賃貸事業につきましては、連結対象物件の増加に基づく賃貸事業収益の増加に加え、前連結会計年度に新たに連結子会社となった株式会社スペースデザインのマスターリース収入や賃料収入が増加したため、前年同期と比較して、賃貸収入は増加しました。この結果、営業収益は10,852百万円（前年同期比67.6%増）、営業利益は2,556百万円（同39.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、連結子会社が賃貸用不動産の取得等を行ったことにより、当社の連結貸借対照表上の有形固定資産は40,485百万円増加しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に行った資金調達のうち、主なものは以下のとおりであります。

- ① 平成26年3月26日付で、物件取得資金の借入を目的として、連結子会社である合同会社KRF50が、株式会社三井住友銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、16,575百万円を調達いたしました。
- ② 平成26年3月27日付で、物件取得資金の借入を目的として、連結子会社である合同会社KRF43が、株式会社三井住友銀行及び三井住友ファイナンス&リース株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結し、8,900百万円を調達いたしました。
- ③ 平成26年9月26日付で、物件取得資金の借入を目的として、連結子会社である有限会社KFが、株式会社東京スター銀行、株式会社三井住友銀行、興銀リース株式会社及び芙蓉総合リース株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結し、15,900百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、不動産及び不動産金融に関する専門家集団として、綿密な調査力と確かな不動産関連ノウハウを駆使し、常に変化する不動産市場の動静を冷静に分析・評価することにより、顧客である不動産投資家に対して最大の投資リターンの実現を目指して事業を展開してまいりました。

今後も、目的意識と誠実さを重んじ、顧客や役職員、そして投資家の皆様との長期的な信頼関係の構築とコンプライアンスの徹底を通じ、企業価値を最大化することにより社会に貢献してまいりたいと考えております。

当社グループは、上記会社の基本方針を踏まえ、平成29年度を最終年度とする3カ年の新中期経営計画「Partners in Growth 2017」（以下、「本計画」という。）を策定いたしました。以下に本計画の基本方針、定量計画及び計画の達成に必要な重点施策を記載いたします。

- ① 本計画の基本方針
 - (ア) アセットマネジメント事業を中心とする安定収益の成長
 - (イ) 共同投資を中心とする不動産投資事業の推進
 - (ウ) 財務の健全性と株主還元の最適なバランスの追求

② 定量計画(連結)

	目標数値
安定収益の成長	ベース利益* ¹ ：40億円（平成29年12月期）
資本効率の向上	3年平均ROE* ² ：8.0%

*1 ベース利益は、アセットマネジメント事業及び不動産関連事業の営業総利益の合計から、販売費及び一般管理費を控除したものである。なお、平成27年12月期より、事業セグメントの変更を予定しています。平成27年2月10日公表の「2014年12月期決算説明資料」をご参照下さい。

*2 3年平均ROEは、当期純利益を自己資本（期初・期末平均）で除した各年度ROEの平均。

上記*1及び*2の目標数値算定にあたり、企業買収等に伴う「のれん」の影響を除外。

③ 重点施策

(ア) アセットマネジメント事業を中心とする安定収益の成長

下記施策により、アセットマネジメント事業を中心に経営基盤を強化する。

- (i) 高い運用力に基づく多様な受託資産残高(AUM)の成長
- (ii) ヘルスケア分野やインフラ分野等、新たな対象資産への取組み
- (iii) ノンアセットの不動産関連サービス拡大と受託資産の価値向上に繋がるサービスの提供
- (iv) 投資家の開拓や海外不動産投資等、海外展開の推進
- (v) 運用力とサービスの質向上の基本となる事務管理体制の更なる強化

(イ) 共同投資を中心とする不動産投資事業の推進

既存案件からの回収と新規投資のバランスを保ち、投資リターン確保と事業の成長促進を意識した投資ポートフォリオの運用を行う。

- (i) 顧客投資家との共同投資の推進
- (ii) 当社ビジネスの成長に資する投資の推進（商業施設及びヘルスケア施設への重点投資等）
- (iii) 投資ポートフォリオのモニタリングとリスク管理の強化
- (iv) 市場の変化を先取りした資金アロケーション

(ウ) 財務の健全性と株主還元の最適なバランスの追求

不動産市場サイクルを踏まえ、財務健全性、資本効率及び株主還元 of 最適なバランスを追求する。

- (i) 単体有利子負債水準の健全なコントロール
- (ii) 不動産投資と自己資本の健全なバランスの確保
- (iii) ベース利益に基づく配当の継続
- (iv) 機動的な株主還元に向けた内部留保の充実

(5) 財産及び損益の状況

		第17期	第18期	第19期	第20期 (当連結会計年度)
		(平成23年12月期)	(平成24年12月期)	(平成25年12月期)	(平成26年12月期)
営業収益	(百万円)	19,486	20,957	22,456	26,212
経常利益	(百万円)	2,464	2,328	4,878	6,406
当期純利益 又は当期純損失(△)	(百万円)	1,313	△10,128	1,985	4,844
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	5.73	△44.20	8.29	18.24
総資産	(百万円)	190,426	126,270	148,398	203,268
純資産	(百万円)	71,435	56,071	74,341	85,351
1株当たり純資産額	(円)	265.88	221.82	268.27	290.62

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益又は当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 又は 出資金	議決権 比率	主要な事業内容
ケネディクス不動産投資顧問(株)	百万円 100	% 100.0	不動産ファンドのアセットマネジメント事業及び不動産投資信託の運用事業
ケネディクス・プロパティ・マネジメント(株)	100	100.0	不動産に関するプロパティマネジメント業務の受託等
(株)スペースデザイン	90	99.0	不動産に関する運營業務の受託等
パシフィック債権回収(株)	500	49.0	債権管理回収業に関する特別措置法に規定する債権回収事業
Kenedix Westwood, LLC	千米ドル 26,073	100.0	米国における不動産投資案件の発掘及び不動産投資

(注) パシフィック債権回収(株)は、当社の議決権は49.0%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

当社グループの連結子会社は44社、持分法適用会社は13社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業は、①不動産投資家に投資機会や運用・管理サービス、投資リターンを提供するアセットマネジメント事業、②共同投資等による自己勘定投資を通じて、ファンド組成を円滑に行うための不動産一時保有や、ファンドへのセიმボート投資、債権投資等を行う不動産投資事業、③主に不動産の自己長期保有を通して賃貸収益を得る不動産賃貸事業で構成されております。

(8) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本社：東京都中央区

- ② 子会社の主要な事業所

名称	事業所	所在地
ケネディクス不動産投資顧問(株)	本社	東京都中央区
ケネディクス・プロパティ・マネジメント(株)	本社	東京都中央区
(株) スペースデザイン	本社	東京都港区
パシフィック債権回収(株)	本社	東京都千代田区

(9) 使用人の状況

- ① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数(名)
アセットマネジメント事業	168
不動産投資事業	5
不動産賃貸事業	51
全社(共通)	42
合計	266

(注) 使用人数については、就業人員を記載しており、受入出向者数を含めております。

- ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110名	2名増	41.0歳	5.1年

(注) 使用人数については、就業人員を記載しており、受入出向者数を含めております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	65,560
株式会社東京スター銀行	7,087
三井住友ファイナンス&リース株式会社	5,894
メットライフ生命保険株式会社	5,450
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,354
株式会社関西アーバン銀行	3,627
株式会社新生銀行	2,450
オリックス銀行株式会社	1,909
三菱UFJリース株式会社	1,782
興銀リース株式会社	1,500
芙蓉総合リース株式会社	1,500

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 350,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 265,658,200株
- (3) 株主数 52,625名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	11,670,654株	4.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,164,600株	3.82%
日本証券金融株式会社	7,468,100株	2.81%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,371,400株	2.77%
株式会社SBI証券	7,297,800株	2.74%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	5,191,800株	1.95%
楽天証券株式会社	4,841,100株	1.82%
松井証券株式会社	4,341,900株	1.63%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	3,523,568株	1.32%
大和証券株式会社	3,295,300株	1.24%

(注) 自己株式は所有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第6回新株予約権	
発行決議日（取締役会決議）	平成25年4月23日	
新株予約権の数	2,578個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式257,800株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	割当てを受ける者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により払込を行い、金銭による払込を要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使により交付を受けることができる株式1株につき1銭	
権利行使期限	平成28年5月17日から 平成31年5月16日まで	
行使の条件	平成25年度を初年度とする3カ年の中期経営計画における一定の事項（配当実施及び受託資産残高）の達成	
保有状況	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数 566個 目的となる株式数 56,600株 保有者数 3名
	当社使用人	新株予約権の数 2,012個 目的となる株式数 201,200株 保有者数 45名

- (注) 1. 平成25年7月1日付の単元株式制度の採用に伴い、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株（1単元）となっております。
2. その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役会長	川 島 敦	(株)スペースデザイン 日本駐車場開発(株)	代表取締役 社外取締役
代表取締役社長	宮 島 大 祐		
取 締 役	吉 川 泰 司	総務・人事部、財務・経理部、業務統括部管掌 (株)シー・アンド・ケー	代表取締役
取 締 役	池 田 総 司	戦略投資部長	
取 締 役	田 島 正 彦	経営企画部長 ケネディクス不動産投資顧問(株) (株)スペースデザイン ジャパン・シニアリビング・パートナーズ(株)	取締役 社外取締役 取締役
取 締 役	塩 澤 修 平	慶應義塾大学経済学部	教授
取 締 役	市 川 康 生		
取 締 役	関 口 康	ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 一般社団法人ディー・アイ・エー・ジャパン (株)ソラスト	教授 代表理事 社外取締役
監査役（常勤）	植 田 哲 夫	ケネディクス不動産投資顧問(株) ジャパン・シニアリビング・パートナーズ(株)	監査役 監査役
監 査 役	濱 口 治 孝	一般社団法人浩志会	執行役専務理事
監 査 役	菅野 慎太郎	公認会計士菅野慎太郎事務所 ケネディクス不動産投資顧問(株)	代表 監査役
監 査 役	船 橋 晴 雄	シリウス・インスティテュート(株) ケネディクス不動産投資顧問(株) 鴻池運輸(株) (株)パソナグループ イーピーエス(株) 第一生命保険(株) (株)モリモト	代表取締役 監査役 社外監査役 社外監査役 社外監査役 社外取締役 社外取締役

- (注) 1. 平成26年3月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、監査役林仁治氏、取締役植松丘氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 平成26年3月26日開催の第19回定時株主総会において、池田総司氏、田島正彦氏及び関口康氏が取締役に、植田哲夫氏が監査役に選任され就任いたしました。

3. 取締役塩澤修平氏、市川康生氏及び関口康氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役菅野慎太郎氏及び舩橋晴雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、塩澤修平氏、関口康氏、菅野慎太郎氏及び舩橋晴雄氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役菅野慎太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は以下のとおりであります。
 執行役員（ファンド運用本部長兼運用推進部長） 大輪 正志
 執行役員（エクイティ運用部長） 小松 浩樹
 執行役員（事業開発部長） 内田 高弘

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	取締役		監査役	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬	9名	338百万円	5名	27百万円

- (注) 1. 上記には、平成26年3月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名分を含んでおります。
2. 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月27日開催の第12回定時株主総会、平成23年3月29日開催の第16回定時株主総会及び平成25年3月27日開催の第18回定時株主総会の決議により、年額200百万円以内と定めた固定枠（うち、社外取締役分を20百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分を含みません。）と、前事業年度の連結当期純利益の3%以内と定めた変動枠（社外取締役は対象外とされております。）との合計額であります。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月27日開催の第12回定時株主総会の決議により、年額50百万円以内と決議いただいております。

② 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社が競争力あるアセットマネジメント会社として持続的な成長を続け、株主価値を増大するためには、当社の成長に貢献できる優秀な人材を継続的に確保していくことが極めて重要であると考えます。その観点から、経営陣に関する報酬については、以下の三点に基づいた報酬の方針を持っております。

(ア) 株主との利益の一致

(イ) 会社及び個人の業績の反映

(ウ) ゴーイングコンサーンとしての企業形態の維持発展への貢献

そのような観点から、当社の取締役の報酬につきましては、取締役としての職責を果たすことに対する基本報酬としての固定枠と、当社の業績を反映させた変動枠（社外取締役は対象外とされております。）とで構成しております。当社の監査役の報酬につきましては、基本報酬としての固定枠のみで構成しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	
社外取締役	塩澤修平	慶應義塾大学経済学部	教授
社外取締役	市川康生	なし	
社外取締役	関口康	ビジネス・ブレークスルー大学大学院 一般社団法人ディー・アイ・エー・ジャパン (株)ソラスト	教授 代表理事 社外取締役
社外監査役	菅野慎太郎	公認会計士菅野慎太郎事務所 ケネディクス不動産投資顧問(株)	代表 監査役
社外監査役	船橋晴雄	シリウス・インスティテュート(株) ケネディクス不動産投資顧問(株) 鴻池運輸(株) (株)パソナグループ イーピーエス(株) 第一生命保険(株) (株)モリモト	代表取締役 監査役 社外監査役 社外監査役 社外監査役 社外取締役 社外取締役

- (注) 1. ケネディクス不動産投資顧問株式会社は、当社の100%出資子会社です。
2. 当社は、シリウス・インスティテュート株式会社が主催する企業倫理研究会に参加しております。
3. 当社は、第一生命保険株式会社の普通株式900株（9単元）を保有しております。当該株式は、同社が平成22年4月1日に相互会社から株式会社へ移行した際に保険契約者へ割当てられた株式であり、該当する保険契約は平成26年3月に満期を迎え終了しております。
4. 注1. 2. 3. 以外の重要な兼職先については、特に記載すべき事項はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	塩澤修平	取締役会出席率 90% (31回中 28回出席)	経済学部教授としての豊富な知識と経験に基づき、当社の企業活動について助言・提言を行っております。
	市川康生	取締役会出席率 94% (31回中 29回出席)	金融、建設・不動産業界における豊富な実務経験と経営者としての見識に基づき、当社の企業活動について助言・提言を行っております。
	関口康	取締役会出席率 77% (22回中 17回出席)	グローバル企業での豊富な経営経験に基づき、当社の企業活動について助言・提言を行っております。
監査役	菅野慎太郎	取締役会出席率 97% (31回中 30回出席) 監査役会出席率 100% (6回中 6回出席)	公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査を行っております。
	船橋晴雄	取締役会出席率 84% (31回中 26回出席) 監査役会出席率 100% (6回中 6回出席)	行政機関における経験や企業倫理・経済理論の専門的な知識に基づき、広範かつ高度な視野で監査を行っております。

(注) 取締役関口康氏は、平成26年3月26日開催の第19回定時株主総会において選任され就任したため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員との間で任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (ア) 社外役員が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- (イ) 上記の責任限定契約が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外取締役及び社外監査役	6名	38百万円

(注) 上記報酬等の額には、社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受領した報酬等の総額6百万円を含みます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるパシフィック債権回収株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の他、取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案といたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下のとおりであります。

(最終改訂：平成26年1月14日)

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (ア) コンプライアンスを経営の基本と位置づけ、コンプライアンス・マニュアル、企業倫理方針をはじめとする関連規程を整備し、役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (イ) その徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス・オフィサーのもと、コンプライアンス部及び部門長は各部門においてコンプライアンス研修を随時実施する。
- (ウ) 内部監査部門は、コンプライアンス・オフィサーと連携の上、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- (エ) 法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・オフィサーが運営する内部通報制度を設置する。
- (オ) 金融商品取引法その他関係法令への適合を目的とし、内部統制に係る仕組みの構築を行い、法令及び定款等違反を未然に防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (ア) 文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、適切に保存しかつ管理する。
- (イ) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (ア) リスク管理基本規程(注)を定め、当社におけるリスク管理に関する主幹部門を業務統括部とし、リスクの顕在化防止、危機への対応及び損失の最小化を図る。また、各部門の部門長を管掌部門のリスク管理責任者とし、担当業務に係る適切なリスク管理を行い、危機発生の回避及び危機管理に努める。

(注) リスク管理活動の一層の充実を目的として、平成26年10月15日付でリスク管理基本規程をリスク管理に関する基本規程と位置付けて改定するとともに、ビジネスリスク対応方針を廃止いたしました。

- (イ) 事故、災害、情報セキュリティに係るリスクについては、総務・人事部を主幹部門とし、研修の実施等を通じて事業の継続を確保するための体制を整備する。
- (ウ) 内部監査部門は、業務統括部におけるリスクのモニタリング体制を随時監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (ア) 取締役会は、経営計画を定め、これを毎年見直して事業部門毎の業績目標と予算を策定する。また、月次業績の取締役会報告を受け、予算進捗の検証により、効率的な経営管理を行う。
- (イ) 組織規程に基づき、適正かつ効率的な業務の執行体制を整備する。また、執行役員制度を引続き堅持し、経営の意思決定の迅速化を図りながら業務執行機能の強化を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (ア) 当社及びグループ各社における内部統制の整備に対する責任を明確にするため、当社のコンプライアンス担当取締役をグループ・コンプライアンス・オフィサーに任命する。
- (イ) 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を各社の責任者及び内部統制担当部署に報告する。
- (ウ) グループ各社の内部統制担当部署は、上記報告に基づき必要に応じて、内部統制の改善策の指導、助言を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号及び第2号)
- (ア) 監査役は、内部監査部門所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - (イ) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員（以下、「監査役補助者」という。）は、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - (ウ) 監査役補助者の人事考課及び異動については、人事担当取締役が常勤監査役に報告し、了承を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号及び第4号)
- (ア) 取締役及び使用人は、監査役に対し毎月の経営状況に加え、当社及びグループ各社の業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施結果、内部通報制度による通報状況等をすみやかに報告する体制を整備する。
 - (イ) 取締役及び使用人は、監査役が当社及びグループ各社の業況につき報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
 - (ウ) 常勤監査役ないし監査役会は代表取締役社長との間で、業務執行状況等の確認のため、定期的に意見交換を行うことができるものとする。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (ア) 当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力との関係を遮断し、それら勢力には全役職員が一丸となり組織的に対応する。
 - (イ) 当社における反社会的勢力排除に係る主幹部門をコンプライアンス部とし、マニュアルの整備、社内研修、情報収集等の実施により、反社会的勢力との関係を未然に防止する。
 - (ウ) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、不当要求防止責任者を中心に、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度でこれを排除する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	50,588	流動負債	18,267
現金及び預金	28,546	営業未払金	625
信託預金	3,290	短期借入金	4,630
営業未収入金	1,213	ノンリコース短期借入金	837
販売用不動産	12,114	ノンリコース1年内償還予定の社債	146
買取債権	95	1年内返済予定の長期借入金	6,542
未収還付法人税等	2,017	ノンリコース1年内返済予定長期借入金	1,210
繰延税金資産	932	未払法人税等	427
その他	2,418	偶発損失引当金	189
貸倒引当金	△40	その他	3,657
固定資産	152,679	固定負債	99,649
有形固定資産	119,071	ノンリコース社債	8,334
建物及び構築物	35,129	長期借入金	12,554
土地	83,050	ノンリコース長期借入金	72,359
その他	891	繰延税金負債	556
無形固定資産	3,832	退職給付に係る負債	123
借地権	2,856	長期預り敷金	5,218
のれん	870	その他	503
その他	105	負債合計	117,916
投資その他の資産	29,775	純 資 産 の 部	
投資有価証券	22,387	株主資本	75,986
出資金	485	資本金	40,237
長期貸付金	803	資本剰余金	28,782
繰延税金資産	146	利益剰余金	6,967
その他	5,994	その他の包括利益累計額	1,219
貸倒引当金	△42	その他有価証券評価差額金	1,334
資産合計	203,268	繰延ヘッジ損益	△10
		為替換算調整勘定	△104
		新株予約権	110
		少数株主持分	8,035
		純資産合計	85,351
		負債及び純資産合計	203,268

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		26,212
営業原価		12,693
営業総利益		13,519
販売費及び一般管理費		5,371
営業利益		8,147
営業外収益		
受取利息	68	
為替差益	98	
持分法による投資利益	400	
その他	130	697
営業外費用		
支払利息	1,541	
支払手数料	526	
偶発損失引当金繰入額	189	
その他	181	2,438
経常利益		6,406
特別利益		
固定資産売却益	3,375	
その他	293	3,669
特別損失		
投資有価証券売却損	29	
固定資産売却損	3,866	
減損	2,206	
その他	43	6,146
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		3,930
匿名組合損益分配額	0	0
税金等調整前当期純利益		3,930
法人税、住民税及び事業税	645	
法人税等調整額	△2,218	△1,572
少数株主損益調整前当期純利益		5,503
少数株主利益		658
当期純利益		4,844

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	40,237	40,496	△9,605	71,128
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	—	—	4,844	4,844
準備金から剰余金への振替	—	△11,714	11,714	—
連結範囲の変動	—	—	13	13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△11,714	16,572	4,858
当 期 末 残 高	40,237	28,782	6,967	75,986

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価 差額金	繰 延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	398	—	△257	140	44	3,028	74,341
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	4,844
準備金から剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	936	△10	153	1,079	66	5,006	6,151
当期変動額合計	936	△10	153	1,079	66	5,006	11,009
当 期 末 残 高	1,334	△10	△104	1,219	110	8,035	85,351

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,482	流動負債	12,547
現金及び預金	15,596	営業未払金	129
営業未収入金	376	短期借入金	4,630
販売用不動産出資金	639	1年内返済予定の長期借入金	6,463
前払費用	120	未払金	292
未収還付法人税等	1,900	未払費用	105
繰延税金資産	845	未払法人税等	119
その他	1,008	預り金	151
貸倒引当金	△4	偶発損失引当金	189
固定資産	82,404	その他	464
有形固定資産	148	固定負債	12,138
建物	83	長期借入金	11,411
工具、器具及び備品	57	退職給付引当金	122
リース資産	7	その他	604
無形固定資産	49	負債合計	24,686
ソフトウェア	39	純資産の部	
リース資産	9	株主資本	77,193
その他	0	資本金	40,237
投資その他の資産	82,206	資本剰余金	28,782
投資有価証券	8,838	資本準備金	28,782
関係会社株式	12,612	利益剰余金	8,173
その他の関係会社有価証券	57,452	その他利益剰余金	8,173
出資金	442	繰越利益剰余金	8,173
関係会社長期貸付金	1,443	評価・換算差額等	896
その他	1,432	その他有価証券評価差額金	896
貸倒引当金	△14	新株予約権	110
資産合計	102,886	純資産合計	78,200
		負債及び純資産合計	102,886

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年1月1日)
(至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
アセットマネジメント事業収益	3,800	
不動産投資事業収益	2,092	
不動産賃貸事業収益	3,951	9,845
営業原価		
アセットマネジメント事業原価	232	
不動産投資事業原価	284	
不動産賃貸事業原価	3,561	4,078
営業総利益		5,767
販売費及び一般管理費		2,607
営業外収益		3,159
受取配当金	439	
受取利息	1,789	
貸倒引当戻入	1,941	
その他	152	4,323
営業外費用		
支払利息	694	
偶発損失引当繰入	189	
支払補償料	139	
支払手数料	2	
その他	5	1,031
経常利益		6,451
その他の関係会社有価証券売却益	273	
その他	5	279
特別損失		
出資金評価損	16	
関係会社株式売却損失	3	
減価償却	10	
その他	4	34
税引前当期純利益		6,695
法人税、住民税及び事業税	△162	
法人税等調整額	△1,315	△1,478
当期純利益		8,173

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	40,237	40,496	△11,714		69,019	
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	-	-	8,173		8,173	
準備金から剰余金への振替	-	△11,714	11,714		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-		-	
当 期 変 動 額 合 計	-	△11,714	19,888		8,173	
当 期 末 残 高	40,237	28,782	8,173		77,193	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	143	143	44	69,207
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	-	-	-	8,173
準備金から剰余金への振替	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	753	753	66	819
当 期 変 動 額 合 計	753	753	66	8,993
当 期 末 残 高	896	896	110	78,200

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月16日

ケネディクス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 山田嗣也 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 太田裕士 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 松本直也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケネディクス株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケネディクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月16日

ケネディクス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田嗣也 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田裕士 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本直也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケネディクス株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月18日

ケネディクス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 植田 哲夫 ㊟

監査役 濱口 治孝 ㊟

監査役 菅野 慎太郎 ㊟

監査役 船橋 晴雄 ㊟

(注) 監査役菅野慎太郎及び監査役船橋晴雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7



最寄駅 JR線（山手線・京浜東北線）有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩1分
東京メトロ有楽町線 有楽町駅 D5出口より徒歩1分※
※地下通路で東京国際フォーラム地下1階と連絡しております。

JR線東京駅丸の内南口（徒歩5分）、東京メトロ日比谷線日比谷駅（徒歩5分）、都営地下鉄三田線日比谷駅（徒歩5分）からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。